

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道局 下水道建設課

許認可等の内容		公共下水道布設申請に対する決定
根拠法令等及び条項		栃木市私道における公共下水道工事実施要綱第3条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市私道における公共下水道工事実施要綱第3条
	参考事項	
	設定等年月日	平成23年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 適用するもの</p> <p>(1) 下水道工事が可能な幅員を有すること</p> <p>(2) 当該私道に係る公共下水道に汚水を排除すべき戸数が2戸以上で、その3分の2以上のものが、処理区域にあつては3月以内に、処理区域となる予定の区域にあつては、処理開始の公示後3月以内に水洗便所に改造することが明らかであること。</p> <p>(3) 当該私道の所有者、その他の権利者全員が、当該私道に公共下水道を布設し、かつ、公共下水道に関し、将来にわたって市に協力する旨の同意があること。</p> <p>(4) 当該私道に係る権利者及び公共下水道をしようとする者に、栃木市公共下水道事業受益者負担金の滞納をしている者がいないこと。</p>	